3　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括審査官
函館税関	二人
東京税関	三十四人
横浜税関	十人
名古屋税関	九人
大阪税関	七人
神戸税関	九人
門司税関	三人
長崎税関	二人
合　計	七十六人

［略］

（原産地調査官）

第三百十九条　東京税関の業務部に、原産地調査官五人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官それぞれ一人を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百十六人以内及び審査官二百七十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官七十三人以内及び調査官百十三人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［略］

２　［略］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	統括審理官
函館税関	二人	一人
東京税関	四十三人	十五人

3　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括審査官
函館税関	二人
東京税関	二十七人
横浜税関	十人
名古屋税関	八人
大阪税関	七人
神戸税関	九人
門司税関	三人
長崎税関	二人
合　計	六十八人

［同上］

（原産地調査官）

第三百十九条　東京税関の業務部に、原産地調査官四人以内を、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百六十六人以内及び審査官二百三十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官六十四人以内及び調査官百六人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［同上］

２　［同上］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	統括審理官
函館税関	二人	一人
東京税関	四十一人	十四人